

「全科実例による社会保険歯科診療 令和 6 年版」 訂正表

「全科実例による社会保険歯科診療 令和6年版」をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。以下の事項につきまして、誤りおよび追記事項（厚労省による通知訂正／疑義解釈によるものを含む）がございました。ここに訂正するとともに深くお詫び申し上げます。

※ 1 令和 6 年 3 月 29 日「令和 6 年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づく

※ 2 令和 6 年 4 月 26 日「疑義解釈資料の送付について（その 3）」に基づく

※ 3 令和 6 年 5 月 1 日「令和 6 年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づく

頁	該当箇所	訂正および記載内容の変更	備考
vi・186	症例 37 タイトル	20 分未満の歯科訪問診療 2,3 (歯援診 1) (同一建物居住者 2～3 人, <u>3～9 人</u>) (著しく歯科診療が困難な者) → 20 分未満の歯科訪問診療 2,3 (歯援診 1) (同一建物居住者 2～3 人, <u>4～9 人</u>) (著しく歯科診療が困難な者)	
26	表 21 項目 2 段目	生活歯髄切断 (1 歯につき) → <u>歯髄切断</u> (1 歯につき) 1 生活歯髄切断 → 1 <u>生活歯髄切断</u>	
45	■手術 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 「算定要件等の要点」欄	先天性疾患が理由の 1/3 以上欠損について → <u>6 歯以上の先天性無歯症または 3 歯以上の萌出不全</u> が理由の 1/3 以上欠損について	
74	保険解説 左段 9 行目	《 <u>訪衛指</u> 》の所定点数に → 《 <u>訪衛指 1</u> 》の所定点数に	
99	症例解説 左段 4 行目	(<u>●</u> の条件が確保可能な症例) → (<u>●</u> の条件が確保可能な症例)	
111	カルテ A 「点数」欄	(歯科矯正相談料 2 ではセファロ算定不可。セファロと一連の算定ではなくなるのでパノラマは所定点数に) ・3 行目 <u>255</u> → <u>317</u> ・4 行目 <u>300</u> → <u>二</u> ・合計点数 <u>1,492 点</u> → <u>1,254 点</u>	※ 2
23	右段 17 行目	ウ 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。 → <u>ウ 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。</u>	
124	周術期等口腔機能管理料 (Ⅲ) (長期管理加算を算定する場合) / 周術期等口腔機能管理料 (Ⅳ) (放射線治療等を実施する患者に対して算定する場合) (長期管理加算を算定する場合) 「記載例」欄	周術期等口腔機能管理計画策定料算定年月 (中略) ; 令和 6 年 6 月 → 周術期等口腔機能管理計画策定料算定 <u>年月日</u> (中略) ; 令和 6 年 6 月 <u>12 日</u>	※ 3
215	表 《訪問口腔リハ》と併算定できない項目 右列 2 段目内	《在口衛 1》 → 《 <u>在口衛</u> 》	
216	表 《小訪問口腔リハ》と併算定できない項目 右列 2 段目内	《口菌検》 → 《 <u>口菌検 1</u> 》	※ 1
223	下図 左列内	・口腔細菌定量検査 → ・口腔細菌定量検査 <u>1</u>	※ 1
245, 248, 250	症例番号	<u>063</u> → <u>060</u> <u>064</u> → <u>061</u> <u>065</u> → <u>062</u>	
281, 283	カルテ「治療内容」欄	外来安 2 外来感 4 → <u>外安全 2 外感染 4</u>	

頁	該当箇所	訂正および記載内容の変更	備考
523	2—本章のおもな明細書記載事項・記載例 歯周病重症化予防治療 「記載事項」欄、「記載例」欄	・「記載事項」欄 (前略) 歯周病重症化予防治療の実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載する。 → (前略) 歯周病重症化予防治療の実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨) <u>および SPT から P 重防に移行した年月</u> を記載する。 ・「記載例」欄 SPT から P 重防へ移行した年月; 令和 6 年 <u>9 月 1 日</u> → SPT から P 重防に移行した年月; 令和 6 年 <u>9 月</u>	※ 3
526	傷病名	カルテ傷病名 (歯式略) → (歯式略) <u>単 G</u> レセプト傷病名 (歯式略) → (歯式略) <u>G</u>	
567	下図 最下行	「咬合支持」は → 「 <u>対側咬合支持</u> 」「 <u>同側咬合支持</u> 」は	
712	保険解説❶ 右段 3 行目	この場合, ❶と同じく → この場合, ①と同じく	
912	2—広範囲顎骨支持型装置埋入手術 [対象患者] 囲み内 (2), (3)	(2) (前略) 1/3 顎程度以上の多数歯欠損であること。 → (2) (前略) <u>連続した 1/3 顎程度</u> 以上の多数歯欠損であること。 (3) (前略) 連続した 1/3 顎程度以上の多数歯欠損(中略)であること。 → (3) (前略) <u>1/3 顎程度</u> 以上の多数歯欠損(中略)であること。	
963	右段 5 行目	<u>3</u> か月の「対象職員の給与総額」, → <u>12</u> か月の「対象職員の給与総額」 <u>ならびに別表 7 の対象となる 3 か月の</u>	※ 3